

新型インフルエンザ発生時の対応（暫定版）

1 はじめに

新型インフルエンザは、まだ発生していない状況（ヒトからヒトへの感染は基本的にみられない段階）であるものの、鳥インフルエンザの流行は、東南アジアを中心に継続しており、新型インフルエンザが発生する危険性は依然として高いレベルにあります。

文部科学省では、平成 21 年 2 月に「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を改定した。この行動計画は、平成 20 年 11 月に政府として決定された「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、文部科学省及び関係機関が行うべき対応等を記載したものです。

新型インフルエンザ対策については、不確定要素が大きいですが、過去のインフルエンザによるパンデミックの経験等からは、世界のいずれかの国で新型インフルエンザ感染が確認されたが、集団発生は小さく限られており、日本国内では発生していない状態から、パンデミックが発生し、国内でも大流行、パンデミックからの回復、小康状態にいたるまで、時間的な経路があることが想定されます。対応が求められる事柄としても、文部科学省等から示される情報の周知から、大学や附属施設等の封鎖、業務の再開まで、発生段階に応じて時間的な経緯を重ねて進めていくこととなると思われます。

ここでいう発生段階とは、WHO が提示したものを参考に、政府行動計画において決定したもので、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであり、各段階の移行については国が判断して公表されます。第三段階が 3 つの時期に小分類されているのは、都道府県単位で地域独自の状況に応じて柔軟に対応することを考慮に入れたもので、その移行については、都道府県と国が協議判断されます。

発生段階	状態
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2 本学の対応体制

このことから、本学では、発生に備えて体制の整備を行う前段階（未発生期）から、患者の発生が減少し、流行の第二波に備える第四段階（小康期）の 5 段階に分けて対応することとし、文部科学省等からの要請を踏まえて対応を進めることとしています。

【前段階（未発生期）】

本学における取組体制を整備するために、新型インフルエンザが発生した場合に備えて、本学としての情報収集体制及び連絡体制について整備・確認を進める。

前段階では、担当部課長レベルで迅速に対応することとします。

【第一段階（海外発生期）】

世界のいずれかの国で新型インフルエンザ感染が確認され、教職員又は学生等に感染の可能性ある場合は、担当部課長レベルで迅速に情報を収集します。

①新型インフルエンザ対策本部の設置

第一段階に移行した段階で、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議するため、直ちに「危機対策本部（新型インフルエンザ対応）」（以下「対策本部」という。）を設置します。

対策本部は、学長、常任理事、危機管理室スタッフで構成し、総務・企画部長、学務部長、安全衛生部長が参画します。

②新型インフルエンザ対策担当会議の設置

対策本部の下に、「新型インフルエンザ対策担当会議」（以下「担当会議」という。）を設置します。

注意喚起や情報の周知など、比較的事務的対応が可能な事項で、かつ至急に対応する必要がある事項については、担当会議において決定・実施し、対策本部に報告することとしています。

担当会議は、対策本部で指名する者で構成します。

【第二段階（国内発生期）】

①新型インフルエンザ対策本部

対策本部で、第二段階の国内発生早期における、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議します。

対策本部は、第一段階と同様とします。なお、対策本部各委員の代理者を選任しておきます。

②新型インフルエンザ対策担当会議

対策本部の下で、引き続き、担当会議を設置し、必要な対応事項について検討します。

担当会議の構成は、第一段階と同様とします。なお、担当会議各委員の代理者を選任しておきます。

【第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）】

ヒトからヒトへの新型インフルエンザ感染が国内でも見られ、パンデミック発生のリスクが高まっている段階で、大学（附属学校園を含む。）及び大学病院の休校・休業措置から感染拡大防止対策を段階的に縮小し、回復期の休校・休業の解除時期決定に至るまでの期間で、情報の共有・分析と今後の対応方針を、引き続き対策本部で協議します。

担当会議は、引き続き対策本部の下で、必要な対応事項について検討・実施します。

【第四段階（小康期）】

大学（附属学校園を含む。）及び大学病院の休校・休業の解除及び流行の第二波に備える段階で、休校・休業の完全解除の後には、新型インフルエンザ対策の見直しと今後の対応方針を協議する。

小康期において、本学の児童生徒、学生及び教職員等が新型インフルエンザと疑われる症状を呈するあるいは感染が確認された場合、文部科学省等から第二波発生に関して要請が出された場合等、引き続き対策本部で協議します。

担当会議は、対策本部の下で、必要な対応事項について検討します。

3 対応事項及び担当部署

大学等が対応を要請される事項は、文科省行動計画において、各発生段階に応じて定められています。

本学では、これを踏まえて、大学として対応する事項と担当部署を、下表のとおり、発生段階に応じて明確化しています。

新型インフルエンザの発生、感染は、いつ起っても不思議ではない状況と言われており、発生した場合には、関係部署と部局等が緊密に連携する必要があることから、役員や部局等の長のみならず広く教職員が情報把握に努めることを、念頭に入れておく必要があります。

【前段階（未発生期）】

対応事項	担当部署
①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示版の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等について、新たに得られた情報を児童生徒・学生（以下「学生等」という。）及び教職員に迅速かつ確実に周知する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，保健管理センター，教育学研究科，各部局等
②学生等及びその保護者並びに教職員の連絡網について確認する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，安全管理課，学務部学務企画課，学生支援課，教育学研究科，各部局等
③国及び都道府県の保険部局等からの要請に速やかに対応できるよう，あらかじめ連絡体制を確認する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，安全管理課，学務部学務企画課，学生支援課，岡山大学病院総務課，教育学研究科
④留学を予定している学生等，海外に出張・派遣，旅行等を予定している学生等及び教職員に対し，必要に応じて的確な助言を行うとともに，連絡体制を確認する。	総務・企画部総務課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部局
⑤留学中の学生等，海外に派遣されている学生等及び教職員，海外に出張，旅行等をしている学生等及び教職員に対し，必	総務・企画部総務課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部

要に応じた的確な助言を行うとともに、連絡体制を確認する。局

【第一段階（海外発生期）】

対 応 事 項	担 当 部 署
①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示版の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの発生状況効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を学生等及びその保護者、教職員に迅速かつ確実に周知する。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，保健管理センター，教育学研究科，各部局等
②日本国内で発生した場合に備え、学生等及びその保護者並びに教職員の連絡網について確認する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，安全管理課，学務部学務企画課，学生支援課，教育学研究科，各部局等
③日本国内で発生した場合に、国及び都道府県の保険部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡体制を整備・確認する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，安全管理課，学務部学務企画課，学生支援課，岡山大学病院総務課，教育学研究科
④文部科学省，都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう，入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置，第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行う。	総務・企画部総務課，学務部学務企画課，入試課，教育学研究科，各部局等
⑤患者発生国・周辺地域（以下「発生国等」という。）への海外旅行，留学，出張・派遣等（以下「海外渡航等」という。）については，新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で，自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。延期又は中止するよう指導する。必要やむを得ず海外渡航等する場合は，学長へ届け出るとともに，連絡体制を確保する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部局等
⑥新型インフルエンザ発生国等に留学中の学生等，海外に派遣されている学生等及び教職員，海外に出張，旅行等をしている学生等及び教職員に対し，連絡体制を確保し，新型インフルエンザ関係情報について速やかに周知するとともに，的確な指導・助言を行う。帰国の勧告・指示については，文部科学省等の要請，新型インフルエンザの発生状況等の状況を踏まえ，対策会議で決定する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部局等
⑦新型インフルエンザ発生国等から帰国した学生等又は教職員がいる場合，風評により不当な扱いを受けることがないよう，冷静な対応がとれるよう周知する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部局等
⑧新型インフルエンザ発生国等から帰国した日本人学生等及び教職員，発生国等から留学してきた外国人学生について，	総務・企画部総務課，学務部学生支援課，国際課，各部局等

新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに発熱センター等に相談し、医療機関等で受診し、その結果を大学へ報告するようあらかじめ指導する。

【第二段階（国内発生早期）】

対 応 事 項	担 当 部 署
①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示版の活用などを通じ、新型インフルエンザの発生状況効果的な予防方法を踏まえつつ、新型インフルエンザについての情報を学生等及びその保護者、教職員に迅速かつ確実に周知する。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，保健管理センター，教育学研究科，各部局等
②学生等及びその保護者並びに教職員の連絡網について再度確認する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，安全管理課，学務部学務企画課，学生支援課，教育学研究科，各部局等
③国及び都道府県の保険部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう，学内の連絡体制を再度確認する。また，本学独自の判断による臨時休業等，入学試験の延期等の措置を行う場合の報告の流れについて確認する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，安全管理課，学務部学務企画課，学生支援課，岡山大学病院総務課，教育学研究科
④文部科学省，都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう，入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置入学試験等対応窓口を設置し，第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等についても十分な検討・準備を行う。	総務・企画部総務課，学務部学務企画課，入試課，教育学研究科，各部局等
⑤予防のために，人混みを避ける，マスクの使用，うがい・手洗い，咳エチケット等の衛生習慣を徹底指導する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，保健管理センター，教育学研究科，各部局等
⑥学生等及びその保護者，教職員及びその家族の健康状態に特に注意し，異変が見られる場合は，発熱センター等に相談し，医療機関等に相談するよう指導する。また，感染が確認された場合，国及び都道府県等の要請に対して速やかに協力する。	対策本部，総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，保健管理センター，教育学研究科，各部局等
⑦本学の学生等又は教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合は，直ちに関係都道府県の保険部局等と相談するとともに，文部科学省等及び当該都道府県等から発表される情報を踏まえ，臨時休業等や入学試験の延期等の措置を講じる。	対策本部，総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，入試課，教育学研究科，各部局等
⑧本学に係る都道府県において第 1 例目の患者が確認されるなどにより，都道府県保健部局等から臨時休業の要請があった場合，当該保険部局等と相談するとともに，臨時休業の	対策本部，総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，入試課，教育学研究科，

開始時期，入学試験の延期等の措置を適切に講じる。	各部局等
⑨臨時休業等の措置を講じるに当たっては，患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないように指導する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，教育学研究科，各部局等
⑩国内の旅行，出張等は新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で，自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，教育学研究科，各部局等
⑪新型インフルエンザ発生国等への海外渡航等については，新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で，自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。延期又は中止するよう指導する。必要やむを得ず海外渡航等する場合は，学長へ届け出るとともに，連絡体制を確保する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部局等
⑫新型インフルエンザ発生国等に留学中の学生等，海外に派遣されている学生等及び教職員，海外に出張，旅行等をしている学生等及び教職員に対し，連絡体制を確保し，新型インフルエンザ関係情報について速やかに周知するとともに，的確な指導・助言を行う。帰国の勧告・指示については，文部科学省等の要請，新型インフルエンザの発生状況等の状況を踏まえ，対策本部で決定する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部局等
⑬新型インフルエンザ発生国等から帰国した日本人学生等及び教職員，発生国等から留学してきた外国人学生について，新型インフルエンザのような症状を呈した場合には，ただちに発熱センター等に相談し，医療機関等で受診し，その結果を大学へ報告するようあらかじめ指導する。	総務・企画部総務課，学務部学生支援課，国際課，各部局等

【第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）】

1) 感染拡大期

対 応 事 項	担 当 部 署
①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ，保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示版の活用などを通じ，新型インフルエンザの発生状況効果的な予防方法を踏まえつつ，新型インフルエンザについての情報を学生等及びその保護者，教職員に迅速かつ確実に周知する。この際，不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し，正しい情報に基づき，適切な判断・行動がなされるよう指導する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，保健管理センター，教育学研究科，各部局等
②学生等及びその保護者並びに教職員の連絡網について再度確認する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，安全管理課，学務部学務企画課，学生支援課，教育学研究科，各部局等
③国及び都道府県の保険部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう，学内の連絡体制を再度確認する及び本学独自の判断による臨時休業等，入学試験の延	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，安全管理課，学務部学務企画課，学生支援課，岡山大学

期等の措置を行う場合の報告の流れについて再確認する。	病院総務課，教育学研究科
④文部科学省，都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう，入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置入学試験等対応窓口を設置し，第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等についても十分な検討・準備を行う。	総務・企画部総務課，学務部学務企画課，入試課，教育学研究科，各部局等
⑤予防のために，人混みを避ける，マスクの使用，うがい・手洗い，咳エチケット等の衛生習慣を徹底指導する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，保健管理センター，教育学研究科，各部局等
⑥学生等及びその保護者，教職員及びその家族の健康状態に特に注意し，異変が見られる場合は，発熱センター等に相談し，医療機関等に相談するよう指導する。また，感染が確認された場合，国及び都道府県等の要請に対して速やかに協力する。	対策本部，総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，保健管理センター，教育学研究科，各部局等
⑦本学の学生等又は教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合は，直ちに関係都道府県の保険部局等と相談するとともに，文部科学省等及び当該都道府県等から発表される情報を踏まえ，臨時休業等や入学試験の延期等の措置を講じる。	対策本部，総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，入試課，教育学研究科，各部局等
⑧本学に係る都道府県において第 1 例目の患者が確認されるなどにより，都道府県保健部局等から臨時休業の要請があった場合，当該保険部局等と相談するとともに，臨時休業の開始時期，入学試験の延期等の措置を適切に講じる。	対策本部，総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，入試課，教育学研究科，各部局等
⑨臨時休業等の措置を講じるに当たっては，患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないように指導する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，教育学研究科，各部局等
⑩国内の旅行，出張等は延期又は中止するよう指導する。必要やむを得ず旅行，出張等する場合は，学長へ届け出るとともに，連絡体制を確保する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，教育学研究科，各部局等
⑪海外渡航等については，新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で，自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。延期又は中止するよう指導する。必要やむを得ず海外渡航等する場合は，学長へ届け出るとともに，連絡体制を確保する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部局等
⑫新型インフルエンザ発生国等に留学中の学生等，海外に派遣されている学生等及び教職員，海外に出張，旅行等をしている学生等及び教職員に対し，連絡体制を確保し，新型インフルエンザ関係情報について速やかに周知するとともに，的確な指導・助言を行う。帰国の勧告・指示については，文部科学省等の要請，新型インフルエンザの発生状況等の状況を踏まえ，対策本部で決定する。	総務・企画部総務課，人事課，学務部学生支援課，国際課，教育学研究科，各部局等
⑬新型インフルエンザ発生国等から帰国した日本人学生等及	総務・企画部総務課，学務部学生支

び教職員，発生国等から留学してきた外国人学生について，新型インフルエンザのような症状を呈した場合には，ただちに発熱センター等に相談し，医療機関等で受診し，その結果を大学へ報告するようあらかじめ指導する。	援課，国際課，各部局等
---	-------------

2) まん延期

対 応 事 項	担 当 部 署
⑭臨時休業等及び入学試験等の延期を実施し，感染拡大期の対応を継続する。	対策本部，岡山大学病院を除く全部局
⑮学生等及びその保護者並びに教職員の連絡網を利用し，極力外出を控えることと併せて，家庭での過ごし方等について十分な確認と指導を行う。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，教育学研究科，各部局等
⑯学生等や教職員が発症した場合には，適切な医療機関（発熱外来等）を受診するよう，保健所等に設置される発熱センター等と連携する。	総務・企画部総務課，安全衛生部保健衛生管理課，学務部学生支援課，教育学研究科，各部局等

3) 回復期

対 応 事 項	担 当 部 署
⑰都道府県保健部局等から臨時休業終了等の要請があった場合，必要に応じて都道府県保健部局等と相談しつつ，臨時休業の終了についての措置を適切に講じる。	対策本部，岡山大学病院を除く全部局
⑱臨時休業終了に備え，文部科学省，教育委員会，その他関係機関と相談しつつ，カリキュラムの再編成，入学試験の実施等の調整を行う。	総務・企画部総務課，学務部学務企画課，入試課，教育学研究科，各部局等
⑲その他の対応については，感染拡大期及びまん延期の対応を引き続き行う。	対策本部，全部局

【第四段階（小康期）】

対 応 事 項	担 当 部 署
①流行の第二波に備え，各段階における対策の評価を行い，必要に応じ，本行動計画及び情報提供体制等の見直しを行う。	対策本部，担当会議，岡山大学病院を除く全部局
②引き続き回復期の対応を行う。	対策本部，全部局

発熱センター等

岡山県 別紙

鳥取県 東部総合事務所福祉保健局(鳥取保健所) 電話 0857-22-5100

中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所) 電話 0858-22-7006

西部総合事務所福祉保健局(米子保健所) 電話 0859-31-5800

発熱相談センターにご相談ください

まずは、所管の保健所にご相談ください。

対応時間：平日 8:30～17:15

(平成21年5月1日)

施設名	電話番号	所管の市町村
備前保健所	086-272-3934	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
備前保健所東備支所	0869-92-5180	備前市、赤磐市、和気町
備中保健所	086-434-7024	総社市、早島町
備中保健所井笠支所	0865-69-1675	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
備北保健所	0866-21-2836	高梁市
備北保健所新見支所	0867-72-5691	新見市
真庭保健所	0867-44-2990	真庭市、新庄村
美作保健所	0868-23-0163	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
美作保健所勝英支所	0868-73-4054	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
岡山市保健所	086-803-1262	岡山市
倉敷市保健所	086-434-9810	倉敷市
コールセンター 休日(9:00～21:00) 夜間(17:15～21:00)	086-273-8092	全県

○流行地からの帰国後、10日以内に発熱などの症状がでた場合には、まず発熱相談センターに問い合わせをし、その指示に従ってください。

○二次感染のおそれがあるため、事前連絡なしに、直接、医療機関を受診するのは控えてください。

○医療機関を受診するときはマスクを着用してください。

岡山県・岡山市・倉敷市